

令和6年9月13日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義 様

那覇市上下水道事業審議会
会 長 神谷 大介

那覇市水道料金の改定について（意見）

令和6年6月4日付け、那水企第11号で審議依頼のありましたみだしの件について、那覇市上下水道事業審議会条例第1条に基づき別紙のとおり意見いたします。

意見書

これまでの那覇市の水道事業は安定かつ健全な運営がなされてきたが、那覇市に水道水を供給する沖縄県企業局（以下「県」という。）は、最近の動力費の高騰などにより、県水道事業運営のための資金が減少し、近い将来資金不足が生じるとの理由で、県の水道料金を令和 6 年 10 月から令和 8 年 4 月にかけて段階的に約 33%増額改定の議案を沖縄県議会（令和 5 年 11 月定例会）へ提出し可決された。

この県の水道料金改定により那覇市の水道事業が令和 7 年度以降は赤字が予測されるなど大きな影響を受けることから、当審議会は、このままでは安定した水道事業の継続は困難になると判断した。

よって、ライフラインとして必要不可欠である水道事業の継続のため、県の水道料金増額改定に対応した那覇市水道料金の改定が必要であるという結論に至った。

また、那覇市水道料金の改定にあたっては、現行の那覇市の水道料金は、生活用水の低廉化による少水量利用者への配慮を図ることや使用水量が多くなるほど料金が段階的に高くなることで水需要を抑制する節水効果を図ることを意図した料金体系となっており、この趣旨を維持した水道料金改定とすべきと考えた。

以上のことから、当審議会において、那覇市水道料金の改定について審議した結果、別紙「水道料金改定表」のとおり変更することが妥当であると判断した。

なお、今後、県の水道料金が見直しされた場合は、那覇市においても遅滞なく水道料金の適正化に向けて見直しを求めることを意見として附す。

水道料金改定表

1. 令和7年6月分から令和8年3月分まで(1か月 税抜)

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	金額
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	574円	5まで	66円
				5を超え10まで	111円
				10を超え15まで	156円
				15を超え25まで	183円
		25ミリメートル	1,556円	25を超え35まで	221円
				35を超え50まで	265円
				50を超え100まで	291円
				100を超え300まで	317円
		40ミリメートル	3,852円	300を超えるもの	334円
				50まで	265円
50を超え100まで	291円				
100を超え300まで	317円				
50ミリメートル	9,139円	300を超えるもの	334円		
75ミリメートル	20,028円	100まで	291円		
100ミリメートル	53,278円	100を超え300まで	317円		
		300を超えるもの	334円		
150ミリメートル以上	95,926円	300まで	317円		
		300を超えるもの	334円		
連合専用給水装置を使用するものは、メーターの口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金の算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき88円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,672円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 334円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 334円			

2. 令和8年4月分から(1か月 税抜)

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	金額
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	574円	5まで	73円
				5を超え10まで	118円
				10を超え15まで	166円
				15を超え25まで	193円
				25を超え35まで	231円
		25ミリメートル	1,556円	35を超え50まで	282円
				50を超え100まで	308円
				100を超え300まで	332円
		40ミリメートル	3,852円	300を超えるもの	349円
				50まで	282円
50ミリメートル	9,139円	50を超え100まで	308円		
		100を超え300まで	332円		
75ミリメートル	20,028円	300を超えるもの	349円		
		100まで	308円		
100ミリメートル	53,278円	100を超え300まで	332円		
		300まで	332円		
150ミリメートル以上	95,926円	300を超えるもの	349円		
		300まで	332円		
<p>連合専用給水装置を使用するものは、メーターの口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金の算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。</p>					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき98円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,792円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 349円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 349円			